

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月7日
【会社名】	セガサミーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEGA SAMMY HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長グループCEO 里見 治紀
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	03(6864)2400(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経営企画部経営企画課 課長 岩丸 宝五
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	03(6864)2400(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経営企画部経営企画課 課長 岩丸 宝五
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,362,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 2024年8月7日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,000,000株	4,362,000,000円	
一般募集			
計(総発行株式)	2,000,000株	4,362,000,000円	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,181円		100株	2024年8月30日		2024年8月30日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
セガサミーホールディングス株式会社 経営企画部	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,362,000,000	460,000	4,361,540,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,361,540,000円につきましては、2024年8月30日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(2024年8月7日現在)

	割当予定先	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・80087口)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・80088口)
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目8番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 向原 敏和	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者 及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(2024年8月7日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員報酬BIP信託・株式付与ESOP信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約(以下「BIP信託契約」といい、BIP信託契約に基づき設定される信託を「BIP信託」といいます。)及び株式付与ESOP信託契約(以下「ESOP信託契約」といい、ESOP信託契約に基づき設定される信託を「ESOP信託」といいます。)を締結し、BIP信託及びESOP信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてBIP信託及びESOP信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口)とします。

概要

役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を役位及び業績目標等の達成度等に応じて、交付及び給付(以下「交付等」といいます。)する制度です。

また、ESOP信託(Employee Stock Ownership Plan)信託とは、当社及び当社グループ会社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)を対象に、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付する制度であります。

BIP信託の制度においては、当社グループ会社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。また、ESOP信託の制度においては、対象従業員のうち要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役及び対象従業員(以下「制度対象者」といいます。)に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって追加取得します。なお、各信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

各信託は株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす制度対象者に対して、当社株式の交付を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、BIP信託は信託期間を通じ、議決権を行使しないものとし、ESOP信託の場合には、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使しません。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、各信託についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、各信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口)」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口)」とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	(BIP信託) 対象取締役に対するインセンティブの付与 (ESOP信託) 対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2024年8月(予定)
信託の期間	2024年8月(予定)～2027年9月(予定)
制度開始日	2024年9月(予定)
議決権行使	(BIP信託) 行使しないものとします。 (ESOP信託) 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	(BIP信託) 109,050,000円 (ESOP信託) 4,252,950,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

2,000,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

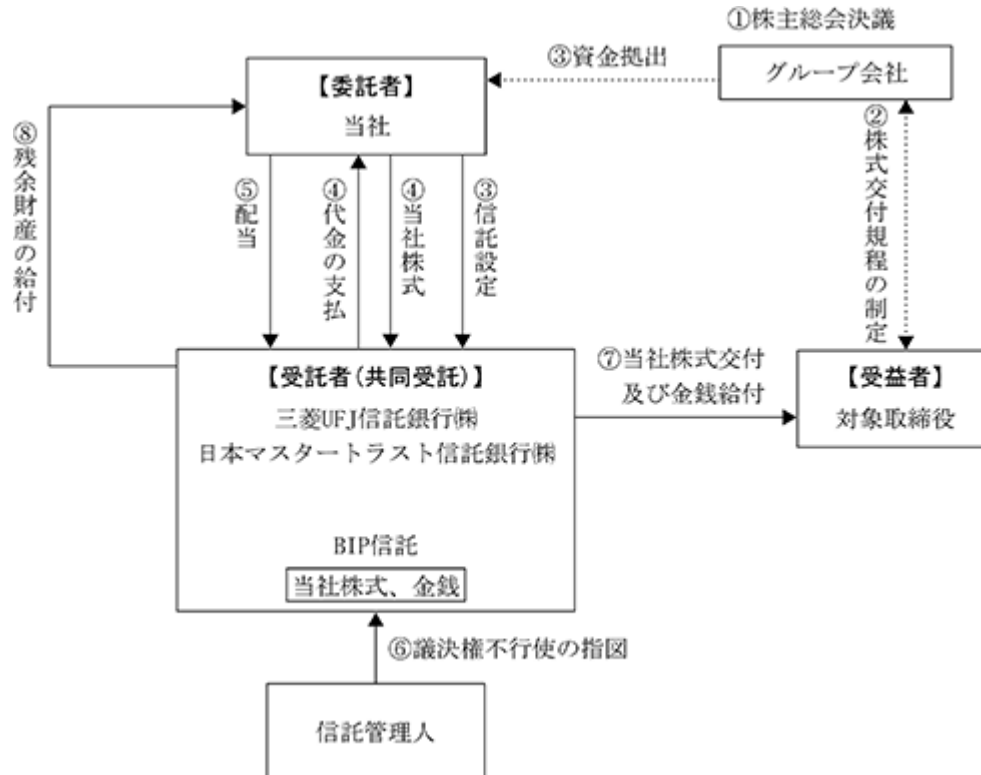
(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口) 50,000株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口) 1,950,000株

<各信託の仕組み>

・BIP信託



当社グループ会社は、BIP信託の導入に関して、株主総会において承認決議を得ます。

当社グループ会社は、BIP信託の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は、グループ会社から拠出を受けた金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とするBIP信託を設定します。なお、グループ会社が拠出できる金銭は、の株主総会で承認を得た範囲内とします。

BIP信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得します

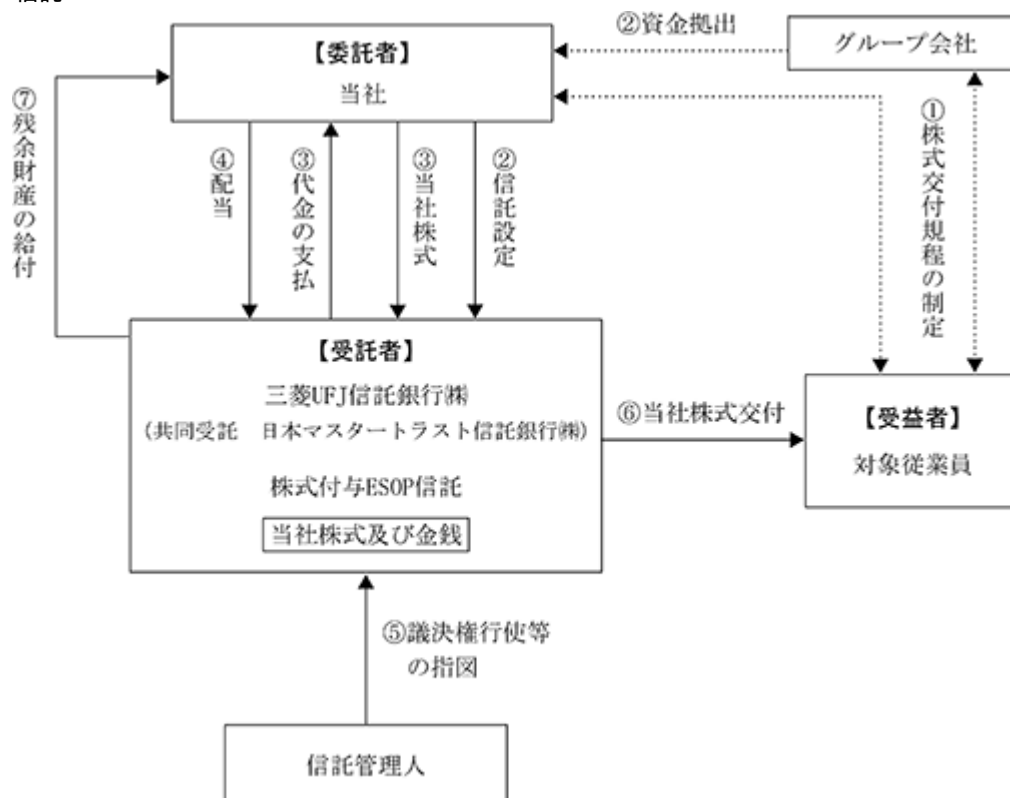
BIP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。

BIP信託内の当社株式につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、対象取締役に対しては、株式交付規程に従い、3年間を対象期間として中期計画で掲げる業績目標の達成度に応じて、一定のポイントが付与されます。また、一定の要件を充足する対象取締役は、原則として3年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、BIP信託内で換価したうえで、換価処分相当額の金銭を受領します。

BIP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託期金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

・ ESOP信託



当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は、グループ会社から拠出を受けた金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。

ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。

ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託期間中、対象従業員に対しては、株式交付規程に従い、3年間を対象期間として中期計画で掲げる業績目標の達成度に応じて、一定のポイントが付与されます。また、一定の要件を充足する従業員は、原則として3年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。

ESOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

c 割当予定先の選定理由

各信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係及び実務サポートの実績等を総合的に判断した結果、BIP信託及びESOP信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した各信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口)」が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

2,000,000株

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口) 50,000株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口) 1,950,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・80087口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80088口)」は信託契約及び株式交付規程に従い、株式交付規程に従い当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の受益者要件を満たす制度対象者へ交付及び給付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から各信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、各信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2024年8月6日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である2,181円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記払込金額につきましては、監査等委員会が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に制度対象者に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2024年3月31日現在の発行済株式総数241,229,476株に対し0.83%(小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数2,148,827個に対する割合0.93%)となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い制度対象者に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社HS Company	東京都板橋区双葉町 31 - 7	39,008	18.15	39,008	17.99
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1	26,118	12.15	26,118	12.04
有限会社エフエスシー	東京都板橋区双葉町 31 - 7	13,682	6.36	13,682	6.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	10,399	4.83	10,399	4.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部	東京都港区港南 2 - 15 - 1	6,024	2.80	6,024	2.78
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- SAMSUNG 常任代理人シティバンク、エヌ・ エイ東京支店	東京都新宿区新宿 6 - 27 - 30	5,648	2.62	5,648	2.60
里見 治	東京都板橋区	4,217	1.96	4,217	1.94
里見 治紀	東京都渋谷区	3,920	1.82	3,920	1.81
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人香港上海銀行 東京支店	東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1	3,397	1.58	3,397	1.57
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 3	3,138	1.46	3,138	1.45
計		115,554	53.73	115,554	53.28

(注) 1. 2024年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式25,214,788株(2024年3月31日現在)は、割当後23,214,788株となります。ただし、2024年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数(2,148,827個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(20,000個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】**第1 【公開買付け又は株式交付の概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 2024年6月26日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

該当事項はありません。

3 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2024年8月7日に関東財務局長へ提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第20期有価証券報告書(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(2024年8月7日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日(2024年8月7日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

セガサミーホールディングス株式会社本店
(東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。